

生活習慣改善指導実施要領

平成 15 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所地域保健課]

1 目的

生活習慣病の予防と健康増進のため、生活習慣を改善する必要がある者に対し、指導を行いより良い生活習慣の確立を通じて疾病の発生を予防する。

2 対象者

(1) 特定健康診査の結果、70 歳未満で次の者を対象とする。

①肥りすぎの者

②LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪の判定が要指導の者

③血圧の判定が要指導の者

④HbA1C の判定が要指導の者

(2) 70 歳未満で生活習慣を改善する必要がある者

3 実施内容

実施における指導内容は、次に掲げるものとする。

(1) 体力測定

(2) 栄養、体力状態の診断表の作成

(3) 診断表の見方の説明

(4) 栄養指導

(5) 運動指導

4 委託先

3 実施内容の(1)から(5)の項目をすべて実施可能な健康増進施設に委託することができる。

5 送迎

受託健康増進施設は、実施施設へ受講者を往復送迎するものとする。

6 規定外事項

この要領に定めるもののほか、実施に必要な事項についてはその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。